



島根県報

令和4年1月28日（金）

号外第9号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始 (3件)

(") 3

告 示

島根県告示第54号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	187号	鹿足郡津和野町枕瀬7番9地先から同781番15地先まで	前	メートル 13.68～ 31.24	メートル 146.03	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅
			後	18.40～ 38.29	146.03	
県道	日貫川本線	江津市桜江町鹿賀793番23地先から同番5地先まで	前	5.33～ 5.91	36.37	浜田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	5.33～ 23.94	36.37	
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄491番1地先から同502番1地先まで	前	11.14～ 14.20	123.38	益田県土整備事務所津和野土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	11.22～ 26.24	123.38	

島根県告示第55号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市南田町32番24地先から同番5地先まで	メートル 32.30	令和4年 1月28日	松江県土整備 事務所	

島根県告示第56号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合3158番10地先から同3161番2地先まで	メートル 244.00	令和4年1月31日	雲南県土整備事務所	
〃	大東東出雲線	雲南市大東町小河内762番1地先から同805番1地先まで	420.00	令和4年2月10日		
〃	木次直江停車場線	雲南市加茂町三代587番20地先から同592番1地先まで	259.33	令和4年2月28日		

島根県告示第57号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木1304番1地先から同1303番1地先まで	メートル 46.11	令和4年1月28日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
県道	三隅井野長浜線	浜田市田橋町276番3地先から同町1235番地先まで	117.83	令和4年1月28日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市田橋町1250番地先から同町1255番地先まで	63.66	令和4年1月28日		
〃	新南陽津和野線	鹿足郡吉賀町椏谷788番1地先から同地先まで	213.67	令和4年1月28日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	